

地方独立行政法人への移行について（Q&A）

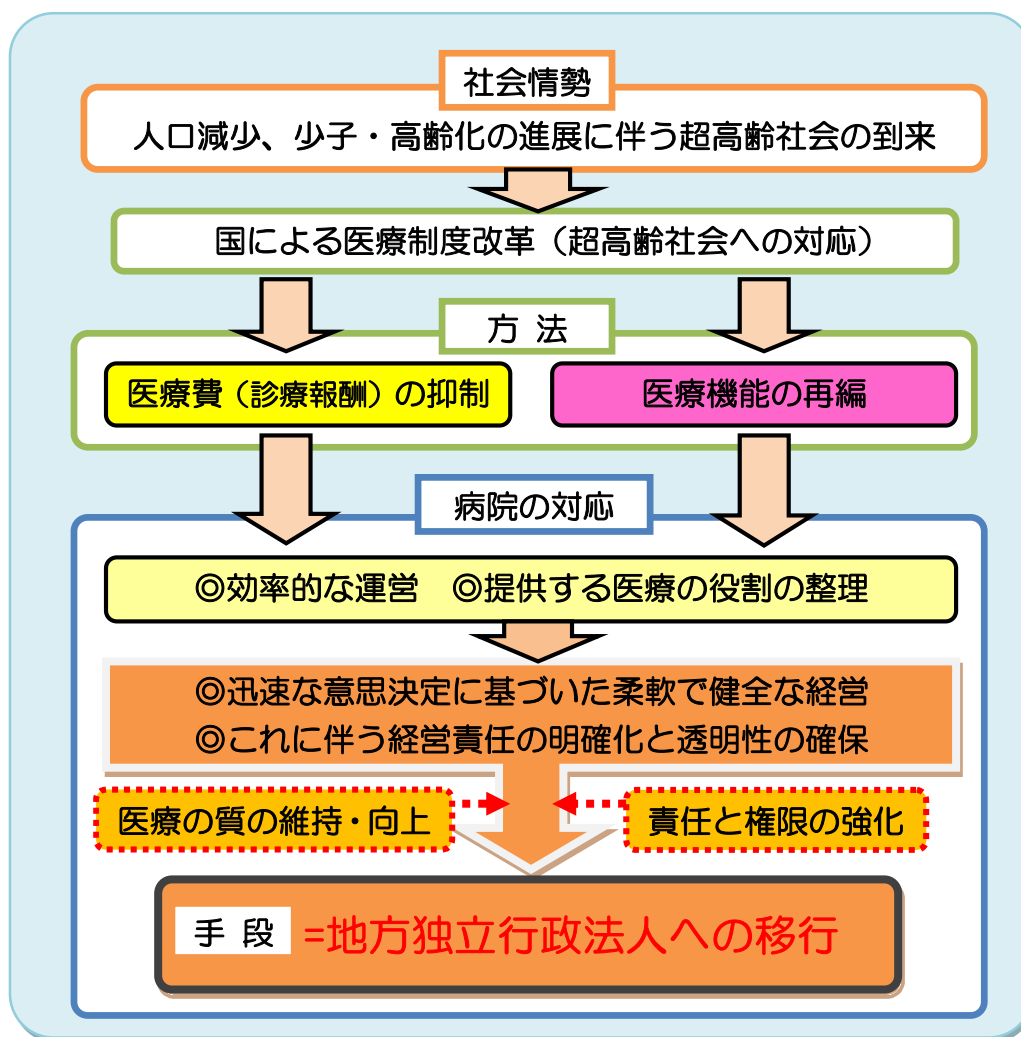
長野市民病院の地方独立行政法人への移行について、具体的に説明します。

1 なぜ移行するのか

Q なぜ地方独立行政法人化するのですか？

A 現在まで長野市民病院が提供してきた良質で安全な医療をこれからも継続し発展させていくためには、人口減少、少子・高齢化の進展に伴う今後の社会情勢の変化によって導かれる医療環境の変化に、柔軟に対応していく必要があります（下図参照 ⇒ 詳細は次ページ）。

そこで、長野市民病院は、現状の市の枠組みの一部として経営を任されている指定管理者による運営から、「市立病院」としての公的な性格を变えることなく経営の自由度をより高めることができ、病院独自で政策を実行できる地方独立行政法人へ移行することによって、より迅速な意思決定に基づいた更なる健全経営を進め、時代の潮流に柔軟に対応できる能力を兼ね備えた医療機関に成長する必要があると判断しました。



Q 今後の医療環境の変化にどのように対応するのですか？

A 人口減少、少子・高齢化の進展に伴う今後の医療環境の変化には、下記①～③のように対応していかなければなりません。

① 診療報酬抑制への対応

現在の医療費は、保険料と公的財源によって支えられているところ、人口減少、少子・高齢化により保険料収入の激減が予測される中、これ以上医療費の窓口負担を増額できないことから、病院の基幹収入である診療報酬の抑制等の改革も必要とされています。

しかし、このような状況でも、医療の質を落とさず、医療が公平・平等に提供されることを維持していく必要があることから、社会構造的事情により収入減が見込まれる今後の医療環境に対応しながら、これまでどおりの医療をこれからも提供していくためには、更なる経営改善の努力が必要です。

② 地域完結型医療（※）への転換

平成 37（2025）年には、団塊の世代全員が後期高齢者となり、平成 47（2035）年には、総人口の3人に1人が高齢者となることが見込まれるため、医療から介護に至る医療提供体制全体の組み換えが喫緊の課題となっているところ、国では、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を主軸とする医療制度改革により、この課題に対応しようとしています。

そのため、病院も自ら改革が必要となってくるところ、今後は、地域完結型医療への転換方策として、在宅医療を中心とした連携や市町村の枠を超えた広域連携等も考慮しなければならないことから、より柔軟な体制整備も必要になってきます。

③ 公立病院としての役割や連携

現在、国が進める医療制度改革に基づき、県では、医療圏ごとに病院の役割を位置付ける医療機能の再編に取り組んでおります。

よって、この医療機能の再編に対応しながら、今後の医療需要を見据えた公立病院としての役割や連携について、改めて考えていく必要があります。

（※）患者の身近な地域の中で、病院や診療所・クリニック等がその特長を活かしながら役割を分担し、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目の無い医療を提供していこうというものです。なお、現在は、病気・けがの治療を病院だけで行うという「病院完結型医療」となっています。

2 メリット及びデメリット

Q 患者（市民）にはどのようなメリットがありますか？

A 地方独立行政法人法に規定されている制度上の利点を活用することにより、下記のような**メリット**が考えられます。

① 迅速で効率的・効果的な運営によるサービスと質の向上

地方独立行政法人は、予算などに代表される地方自治法に基づく市の制約がなくなるため、現場サイドでの自律的かつ弾力的な病院運営が可能となります。

また、評価委員会による業務実績評価では、市民に対して提供するサービスも評価対象になりますので、患者（市民）の視点での業務改善が可能となります。

よって、医療需要等を的確に捉えた医療機器の機動的な整備や評価委員会の評価結果を反映させた医療提供体制整備等が迅速かつ効率的・効果的に実施可能なことから、今まで以上に患者の視点を踏まえた、より質の高いきめ細やかな医療提供サービスが可能となります。

② 市民に見えやすい運営

患者への説明責任も踏まえ、病院運営に関する地方独立行政法人の情報は、積極的に公開することが制度上規定されていることから、インターネット等の活用による積極的な情報公開によって、透明性のある病院運営に基づく医療提供が可能となります。

Q 患者（市民）にはどのようなデメリットがありますか？

A 地方独立行政法人化は、病院の医療機能を高め、最善の医療を提供していくことを目的に行うものであり、患者側の視点に立った場合、**医療サービス面でのデメリットはない**と考えています。

ただし、独立という名称や市が直接経営を行わなくなることによる漠然とした不安があるかもしれません。

ですが、地方独立行政法人は、市が100%出資して設立する公共性の高い法人であり、その法人が市や議会の関与を受けながら病院を運営しますので、「市立病院」としてこれまでどおり公的な役割を果たし、市民に必要な医療を提供していくことに変わりがないことを、丁寧に説明していく必要があると考えております。

3 市の関与

Q 地方独立行政法人移行後、市はどのように関与するのですか？

A 市は、地方独立行政法人が「市立病院」として担うべき医療の提供や医療サービスの向上、経営効率化などについて達成すべき目標（中期目標）を議会の議決を経て策定し、地方独立行政法人に指示します。

そのほか、市は、地方独立行政法人移行後も起債に関する業務や病院の実績評価に関する役割などがあるため、そのための体制を整備する必要があります。

なお、地方独立行政法人は、市が100%出資して設立する組織であるため、市は、法人の設立者として、これまでどおり市民病院の運営に責任を持ちます。

4 民間病院になるのか

Q 民間病院になって、市民病院ではなくなるのですか？

A 独立という名称が付き、市が直接経営を行わなくなりますが、地方独立行政法人は、市や議会の関与を受けながら緊密な連携の下に病院を運営しますので、「市立病院」としてこれまでどおり公的な役割を果たし、市民に必要な医療を提供していくことに変わりありません。

5 不採算医療

Q 不採算医療が切り捨てられませんか？

A 地方独立行政法人には、公的サービスをきちんと提供する役割が法律上位置付けられています。

そのため、救急医療等の不採算医療は、公的医療とされていることから、市の責任に基づき、地方独立行政法人を財政面において支援することにより、これからも安定的かつ継続的に提供していきます。

6 医療費

Q 地方独立行政法人化すると医療費が上がりにませんか？

A 医療費は、公定価格とされ、医療保険制度上、国が定める診療報酬で決まってくるので、地方独立行政法人が独自に医療費を設定することはありません。